

渡辺病院訪問看護ステーション 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団志朋会が開設する渡辺病院訪問看護ステーション（以下、「事業所」という。）が行う指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の円滑な運営管理を図るとともに、患者・利用者（以下、「利用者等」という。）の意志及び人格を尊重し、心身の機能の維持回復を目指すことにより可能な限り在宅においてその有する能力に応じた自立した生活を継続することができるように、医療保険・介護保険等の趣旨に従い支援することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者等の心身の特性を踏まえ、要介護状態になった場合においても、可能な限り在宅において自立した生活を営むことが出来るようその療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。

2 事業所は、利用者等が療養を行うに当たり、療養上の目標を設定し、計画的に事業を行うものとする。

3 利用者等の意志及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

4 事業の実施にあたり、市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 渡辺病院訪問看護ステーション
- (2) 所在地 岐阜市加納城南通1丁目24番地1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 この事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤看護師 1名 / 訪問看護師兼務）

管理者は、事業所の職員の管理及び訪問看護の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

- (2) 看護師等 看護師又は准看護師 3名以上（内1名は常勤とする／1名は管理者兼務）

理学療法士等 実情に応じた適当数

看護師等は、訪問看護の提供に当たります。

看護師は理学療法士等と連携を図り、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成します。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。
ただし、祝日及び12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 平日 午前8時30分から午後5時30分までとする。
土曜日 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) 電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問看護《介護予防訪問看護》の内容)

第6条 事業所で行う訪問看護(介護予防訪問看護)の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事及び排泄等日常生活の世話
- (4) 褥瘡の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、岐阜市(長良川より南の地域)、岐南町の一部(国道156号線より西側)とする。

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。介護保険法に基づく訪問看護を提供した場合の利用料の額は、原則介護報酬に規定された額とする。

2 前条の通常の実施地域を超えて行う事業に要する交通費は、通常の実施地域を超えた地点から1キロメートルにつき20円を徴収する。

3 訪問に当たり駐車場の料金が必要な場合は、別途実費申し受ける。

(緊急時の対応)

第9条 看護師等は、訪問看護を実施中に、利用者等の症状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の対応をするとともに、速やかに主治医に連絡し指示を求める等の必要な措置を講じるものとする。

2 看護師等は、前項についてしかるべき処置を行った場合は、管理者及び主治医に速やかに報告をするものとする。

(衛生管理等)

第10条 事業所は、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行う。また、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

(苦情処理)

第11条 事業所は、提供した指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）に関する利用者等からの苦情に対し、迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第12条 事業所は提供した指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）により利用者等に対して事故が発生した場合には、速やかに市町村、身元引受人等に連絡するとともに、必要な処理を講じる。

2 事故が発生又は再発することを防止するため、事故が発生した場合の対応として、次に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。

3 事故が発生したとき又はそれにいたる危険性がある事態が生じた時に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。

(個人情報保護)

第13条 事業所は、利用者等の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

2 職員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者等の個人情報について漏らしてはならない。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とする。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じる。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話措置等を活用して行う事ができるものとする)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針を定める。

(3) 従業者に対し虐待を防止するための年1回以上の定期的な研修を実施する。

(4) 担当者を設置し、上記(1)～(3)に掲げる措置を適切に実施する。

(身体拘束等の原則禁止)

第15条 事業所は、指定訪問看護の提供にあたっては、利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することとする。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また従業者の資質向上のための研修の機会を次のように設けるものとする。

一 採用時研修 採用後3か月以内

二 継続研修 年1回

2 事業所派従業員に対し、定期的な健康診断等を実施するとともに、事業所の設備及び備品などについて衛生的な管理に努め、事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じるものとする。

3 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

5 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えた者により従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明化等の必要な措置を講じるものとする。

6 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

7 事業所は、職員に身分を証する書類を携行させ、初回利用時及び利用者等から求めがあった時はこれを提示するよう指導するものとする。

8 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人社団志朋会と事業所の管理者の協議に基づき定めるものとする。

附則

この規程は、平成29年6月1日より施行する。

平成30年4月1日より施行する。

令和06年4月1日より施行する。